

官報

号外

昭和二十二年十一月七日

○第一回衆議院會議録第五十五号

昭和二十二年十一月六日(木曜日)

午後二時四十七分開議

議事日程 第五十四号

昭和二十二年十一月六日(木曜日)

午後二時開議

第一 昭和二十二年一般会計予算補正(第六号)

一 國務大臣の演説に対する質疑
(前会の続)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨五日夜の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

重要肥料業統制法等を廃止する法律

薪炭需給調節特別会計法を改正する法律

法律

一、昨五日片山内閣総理大臣から松岡

議長宛次の通り発令があつた旨それ

ぞれ通知を受領した。

國務大臣 平野 力三

本官を免する(十一月四日附)

臨時人事委員長 浅井 清

官報号外 昭和二十二年十一月七日

第一回國會議府委員を命ずる(十一月五日附)

一、昨五日参議院から受領した内閣提

出案は次の通りである。

農地開発営團の行う農地開発事業を

政府において引き継いだ場合の措置

に関する法律案

一、昨五日参議院において、本院から

送付した次の内閣提出案を可決した

旨の通知書を受領した。

重要肥料業統制法等を廃止する法律

案

薪炭需給調節特別会計法を改正する

法律案

一、去る四日提出した緊急質問は、次

の通りである。

平野農林大臣追放問題等に関する緊

急質問(苦米地英後君提出)

平野農林大臣罷免に関する緊急質問

(齋藤晃君提出)

平野農林大臣罷免に関する緊急質問

(中野四郎君提出)

平野農林大臣罷免に関する緊急質問

議長報告

衆議院會議録第五十五号

議員の報告

(林百郎君提出)

○副議長(田中萬逸君) これより會議

を開きます。

第一 昭和二十二年一般会計予算

補正(第六号)

○副議長(田中萬逸君) 日程第一、昭

和二十二年一般会計予算補正(第六

号)を議題といたします。委員長の報

告を求めます。予算委員会理事川島金

次君。

昭和二十二年一般会計予算補正

(第六号)に関する報告書

〔都合により第六十一号の末尾に

掲載〕

〔川島金次君登壇〕

○川島金次君 去る十一月五日日本委員

会に付託されました昭和二十二年一

般会計予算補正(第六号)の内容及びそ

の審議の経過を御報告いたします。

この予算は、國家公務員法の施行に

伴う臨時人事委員会の設置に要する経

費百八十一万六千円の追加に関するも

のであります。臨時人事委員会の経費

としては、昭和二十二年十一月以降本

会計年度末までの五箇月間において、

國家公務員法施行準備の事務を処理す

るために、百六十二万八千円が計上さ

答がありませんで、全員一致可決され

た次第であります。

これをもちまして、昭和二十二年一

般会計予算補正(第六号)に関する委

員会の報告といたす次第であります。

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしま

す。本案の委員長の報告は可決であり

ます。本案を委員長の報告の通り決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中萬逸君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いた

しました。(拍手)

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

○副議長(田中萬逸君) 昨日の西村榮

一君の質疑に対し、内閣総理大臣及び

大藏大臣より答弁のため発言を求めら

れております。これを許します。内閣

総理大臣片山哲君。

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) 西村榮一君の

申されました、この危機を突破するた

めに政治力を集結しなければならな

い、これを強化しなければならな

い、これを強化しなければならな

い、これを強化しなければならな

い、これを強化しなければならな

い、これを強化しなければならな

い、これを強化しなければならな

い、これを強化しなければならな

い、これを強化しなければならな

い、これを強化しなければならな

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

私、國民大衆の生活を向上し、を

職業、生活の安定をはかりたいといふことを念願いたしておるのであります。

しかし、何分にもこの経済緊急対策を実現したすのつきましては、八千万の國民大衆の生活問題、産業問題、事業関係等に影響いたすことでありますから、速急にこれを実現することは非常に困難を覚えるのであります。食糧問題の例をとつてみましてもおわかりでありましようが、食糧問題を解決するためには、食糧の増産をはかつていかなければならない。供出問題、配給機構の円満なる進行を企図いたさなければならぬのであります。また戦争のために破壊されておりますところのわが國の産業を建直そうと考へておる問題を取上げて見ましても、戦前と比較いたしまして、生産力が三分の一に落ちておる。こういう状態を一日も早く建直さなければならぬというところに重点をおきまして努力いたしておるのであります。なか／＼性急にこれ考へましても、その実現に非常な心配をいたしておるのであります。全力を盡しまして生産の増強に邁進しようとしておるのであります。

つきましては、國民の協力を心からなる理解によつてお願いしなければならぬと思つております。國民の理解ある努力、國民の心からなる協力、私

はこの意味において國民の耐乏生活を願つておりますわけでありまして、耐乏は一にむだを排除し、消費を節約いたしまして、國家再建のために、産業の発展のために努力してもらいたいという意思に出でておるにはかならないのであります。こういうわけで、政府は國民に轉嫁いたしまして、あるいは勤勞大衆の犠牲によつてインフレを防止しようとは考へておりません。政府の責任において、政府が陣頭に立つて努力いたしておるのであります。

この努力について國民の理解ある協力を求めたいといふことを念願いたしております。

つきましては、政府はさらに來年度の予算編成にあたりましても、この追加予算を編成するにあたりましても、それら一連の関係につながつておりますところの重要な國家産業再建の問題を慎重に考慮いたしまして、最善の努力をいたしておる次第であります。

どうか指導的立場に立たれますところの諸君の十分なる御支援を賜わりたいと存じておる次第であります。以上をもつてお答えに代えたいと存じます。

(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 大藏大臣栗栖 魁夫君。

〔國務大臣栗栖魁夫君登壇〕

○國務大臣(栗栖魁夫君) 國民経済の健全化の必要といふこと、健全財政には健全なる國民経済の上に立つこと、必要なこと、收支の均衡のとれた、物の裏づけのある予算でなければならぬこと、なおまた地方財政を整える必要のあること等につきましては、まづたく西村議員のお説の通りであります。

今次予算の編成にあたりましても、極力資材との見合いに努めまして、これが実施の円滑を期している次第でございます。さらに支出の適正を期し、公課徴達の源資を確保いたし得るよう法的措置を講じ、また強力なる総合施設を実施することによりまして生産面の好轉をはかり、他面貿易を促進いたしまして重要物資の輸入を懇請する等物資の供給力を増強いたし、今次予算の実行を完全になし遂げ得るうちに格段の注意と努力を傾倒いたしたいと思ふのであります。

次に、やみ所得の捕捉の点についてお尋ねがございました。これについてお答えいたします。現内閣も流通秩序の確立に努力しておるのでございす。当時と同様、現実にはやみが大部分でございます。このやみ所得を抑えることの非常にむずかしいということ

は、お説の通りでございます。しかし、これに對していかなる対策を立てておるかというお尋ねでございましたので、これについてお答えをいたしたいと思ひます。いわゆるやみ所得に對しまして徹底した課税をするという議論は、これらの所得者の実相、実額を把握することが著しく困難であり、かつ税務署の調査が不十分のために、國民の租税負担が適正を欠くというやうなことに相なるおそれがあるのであります。政府はこの点に深く鑑みまして、國民の租税負担の適正、公平をはかりながら租税収入を確保するために、これらやみによる新田所得層の課税の充実、徴收徹底に重点をおきまして、税務機構の擴充強化、税務官吏の優遇、税務運営の刷新をはかり、その調査体制を整備いたしまして、なお新田滞留の状況等、都市商工業者、やみブローカー等の調査を徹底いたします反面、大口または悪質の脱税者の摘発に努めまして、処罰の強化を行つとともに、第三者通報制をも活用いたし、實際の所得を捕捉することに努め、やみ所得者等が課税を免れることのないように一段の努力をいたしたいと考へる次第でございます。

さらに、勤勞所得者の生活維持につ

いでお尋ねがあつたのでございま

す。これについてお答えしたいと思

ます。千八百円ベースについて、七、

八、九月の赤字は何人も認めておる

ところであつて、至急これが補填に關し

て考へてどうか、こういうお尋ねで

ありますが、勤労者の生活はまことに

お氣の毒にたえない点もあるものであり

ます。これをいかに安定維持するか、

また赤字補填を行うかという問題につ

きましては、政府といたしましても目

下非常に苦慮いたしておる次第であり

ます。すでに説明をいたしました通

り、財政上の負担は非常に重いのでご

ざいます。かつ新財源はまつたく乏し

い点もございます点などを考え合わせ

てお答えいたしたいと思ひます。復金
に対する政府出資等につきましては、
お説の通り公債によりましてこれを賄
うことは財政法でも認めたところであ
り、確かに一方法と考へる次第であり
ますが、すでに昨日申し上げましたよ
うに、今回は特に現下の諸事情に鑑み
まして、公債によらないで一般収入に
よりまして、そしてこの公債によつて
これを賄うということを選んだのであ
りまして、これはやはり均衡のある予
算を立てるといふ趣意からした次第で
ございます。

十分なした上で公債発行というよう
な堂々とした方法をとつて、そして政
府出資その他の方をもこれで賄うとい
うような態度をも考へたいと思ひ次第
であります。

なお、非戦災者に対する特別税のこ
とでお尋ねがあつたと思ひのでありま
すが、戦災者とは非戦災者との間にけ
る経済的な懸隔は、最近においては相
当著しいものがあるものでありまして、
これに對してある程度の負担の均衡を
はかるといふことは、議論としても相
当の論拠のあるものであるものであり
ます。殊に戦時補償特別税によつて戦
災者の保険金を打切つたというよう
な点をも考へますと、その間の犠牲の不
均衡を是正するといふことと、それと
ともに、また財政上の緊急に應ずると
いふような点からいひまして、今回
非戦災者特別税を創設して、戦災を免
れた家屋及び動産について一回限りの
課税をするといふことのやむない手段
をとつたのでありまして、御了承を願
ひたいと思ひ次第であります。

の变化をしておる今日、技術的に終戦
後に遡つて課税するといふことも困難
でございいますので、やむなく賃賃價格
を課税標準といたしたようなわけでご
ざいます。

なおお説のごとく、経済再建に要す
る特別公債の強制制当等の方法も確か
に一つの考へべき方法であると思ひの
でございいますが、今回は現下の特殊事
情、健全財政の確立といふことを期し
ておりますやうな關係で、こういうよ
うな方法をとらないで、一回限りの非
戦災者特別税の創設をいたしたような
次第でございいます。

なおいま一つ、勤労者の生活安定に
ついてのお尋ねがあつたのでありま
す。勤労者の生活安定につきまして
は、先ほども一言触れましたけれども、
まことに國民の大部分を占めるところ
でありまして、重大なる問題であり、ま
た國家として、政府といたしまして、十
分慎重に考慮しなければならぬ問題で
あるものであります。この予算の面に
おきまして、また日本再建といふ建
前からして健全財政をとるといふ面
においても、やむにやまれぬ必要もある
のでございまして、双方からならみ合
わして、今回提出いたしましたやうな
予算案を編み上げたやうな次第でござ

いまして、その辺は悪しからず御了承
願ひたいと思ひ次第でございいます。

○西村榮一君 簡單ですから、議席か
ら発言をお許し願ひます。

○副議長(田中萬壽君) よろしゅうご
ざいます。

○西村榮一君 ただいまの御答弁の中
で、公定價格で予算が実行できなかつ
たときには、その予算の実行を繰延べ
されるかどうか、その他について御答
弁漏れがあるのであります。大蔵
大臣は病床からむりして立つておられ
て、大分お苦しいやうな御答弁でありま
すから、私はそれらは同僚の議員に譲
りまして、ただ政府並びに議長に一言
警告を發したいことは、昨日の私の予
算質問の際に、大臣は商工大臣を除く
以外はすべて退席せられた事実であり
ます。これは政党内のいかに問はず、
少くとも予算の提案といふことは、政
府並びに各政党の政策を盛るところの
重大なる案件であるのでありまして、
これに對して閣僚が一人も出席してお
らぬといふことは、しかも小なりとい
えども政党代表が登壇しているのにか
かわらず閣僚が出席しておらぬといふ
ことは何ごとであるか、私は憤懣にた
えないのであります。(「ヒヤ／＼」拍
手) 大蔵大臣は辛抱強く、私の演説を

約八分までお聴きになつたようであります。この方は病氣をして、苦痛を耐えてこの席に出てきておるのであります。しかるに何ぞ、他の経済閣僚の一人も予算の審議に對して出席しておられぬことは、まことにもつて議院を侮辱するものであると思つております。(拍手)

ここにおいて議長にお願いしたいことは、本日もかくのごとき次第でございますから、何とぞ政府並びに政党が自己の政策を明らかにするところの予算案の審議に對しましては、こぞつて各閣僚の出席あらんことを、議長を通じて政府に警告する次第であります。(拍手)

○副議長(田中萬壽夫) 了承いたしました。議長の見解も同様であります。各大臣の出席を促しております。

なお、この際一言いたします。和田國務大臣はやむを得ない用務のために外出しておられます。用務を終り次第出席することあります。(総理はどうか)と云ふ者あり(総理は間もなく出席いたします。

これより大藏大臣の財政演説に對する質疑を継続いたします。荒木萬壽夫君。

〔荒木萬壽夫君登壇〕

○荒木萬壽夫君 今回の追加補正予算

は、平和會議を控えて今後のわが國民の経済の動向を察知せしむるものであります。その成行きは廣く内外注視の的であつたのであります。殊に多大の期待をもたれた貿易の再開、クレジットの設定も、未だインフレ抑制の効果をおぼるには至らず、一方日銀券の発行高はすでに一千六百億円を超え、年末には二千億円を突破すること必至の勢いであります。従つてまた現内閣が堅持せんとする千八百円の賃金水準も、未だ流通秩序の確立と生産増強の裏づけを見ないために、ようやく怪しくなつてきているのであります。かかる

とき、いわゆる健全財政の建前が維持できるかできないかは、國をあげての関心を誘ふ重大問題であつたのであります。さういふにして政府当局の御努力により、当初傳えられたがごとき巨額な赤字公債の発行もなく、石橋財政の赤字さえも解消して、九百億圓台に收め得たことは、いろいろの批判はあるにしても、成功であつたと申さなければならぬのであります。その間における当局の苦心と努力に對しましては、國民諸君とともに繰返しその勞をねぎらいたいのであります。(拍手)

しかしながら、当局のわが國力の實

相に即して、その内容と影響とをしさに檢討して率直に申しますならば、なほ種々の点において國民経済の前途に危惧の念を覚ゆるのであります。必ずしも無條件には賛成いたしかねるのであります。以下、私は根本的な問題の二、三について政府の所見をお伺いしたいと存する次第でございます。

第一にお尋ねいたしますことは、今後における財政の見透しいかんといふことであります。昭和二十一年度の一般会計当初予算は五百七十一億圓であつたものが、前後三回にわたつて追加予算の計上をみた結果、当初予算の倍額以上の千九百九十億圓とふくれ上つたのであります。さうなことで

は、國會の予算審議権も何もあつたものではない。年間を通じて一貫した見透しのもとに國民経済に及ぼす影響を把握するなど、思いもよらぬことだと存するのであります。もちろん、敗戦によつて打ちのめされたわが財政と經濟と産業のあわただしき混乱の中にあつては、三回に及ぶ追加追加もまたやむなきところであつたと考えます。しかしながら、さればというて、かかる状態が漫然と繰返されることは、もちろん許さるべきではありません。

政府当局の財政經濟再建に對する懸命の努力と、將來に對する見透しに立つてのやむなき要求のみが、國民の納得を勝ち得るものと存するのであります。その意味におきましては、このたびの追加予算提出の時期がはなはだしく遷延したことは遺憾に思ふものであります。物が、物價・賃金の改訂、災害の統廃等に鑑みまして、当局の絶大なる努力とともに、私は一應これを諒とす次第であります。

ただ今後に對する政府の見透しはどうであります。私の見るところでは、例の問題の公共事業費出資金等を初め、實質的には財政上の義務費とも称すべき経費がやむなく圧縮されてゐることや、予算單價の現実離れしてゐることや、租税收入その他の過大見積りのきらいあること等よりいたしまして、今年度内さらに予算の追加を必至と考えるのであります。政府当局におかれましては、今後さらに追加予算の提出を予定されておるかどうかが、もし予定されておるとすれば、およそいかなる趣旨と内容のものであるか、一應の見透しを承つておきたいと存するのであります。

あつたのであります。昨日の同僚議員の質問といささか重複のきらいもございますので、省略させていただきます。

第三に、私は財政と金融との關係についてお尋ねしたいと存じます。

財政と金融との關係は今日どうなつておるか。特に注目すべき点は、通例財政の面においては收支の均衡というところが計画としては非常にやかましく言われておるにもかかわらず、いよいよとなりまると、本来ならば財政の面において処理さるべき問題が、ややもすれば最も安易なる金融にその逃げ場を求めておるということでもあります。この点につきましては大藏大臣も御心配になつて、今後は極力この弊をなくするよう努力したいと言われております。しかし、このたびの追加予算の編成においても、この点について相當の苦心が拂われておることも事實であります。たとえば復興金融庫に對する政府の拂込み、貿易資金特別會計に對する繰入れ等において、それ、四十億圓、五十五億圓という相當な経費を盛られておるようであります。しかしながら、さらにしさいにこれを検討いたしますときに、まだこの關係には重大なる問題が潜んでおると思

われるのであります。

まずその一つは、復興金融庫の資金の問題であります。復興金融庫は、先般国会の協賛を経まして、その資本金を二百五十億円から五百五十億円に増資いたしました、この増加額の三百億円も、おそらく本年末には使いきつて、來年の一月早々にはさらに増資の必要に迫られることは、熾烈なる資金の需要からみて必至のようでありま

にその協力を求め得ないのかにあると思われまが、この点について、もつと具体的に率直に御説明を煩わしたいと存する次第であります。

その二は、各種特別会計の赤字補填の問題であります。このたびの追加予算においては、政府の絶大なる努力によりまして、貿易資金、鉄道、通信の各特別会計に対し、一般会計より相当の所要資金を繰入れるという計画に相なつておるのであります。これによつて現在の物價水準を極力維持し、健全財政を固守せんとする政府の決意は、むしろ壯とするものがあるものであります。しかしながら、特別会計に対する繰入れは、一方において百億円もの租税納納があつたり、あるいは歳入が時期的に大きくずれてまいりますときには、これらの特別会計は一時的に日銀の借入れに依存せざるを得ないのではないかと、しかも、この一時的便法であるべき借入れがいよいよ永続的となつて、結局最も安易なる日銀依存に逆戻りするのではないかと、今日のことをおそれるのであります。今日のような変動期におきましては、当初において予期し得なかつた事情が起り、計画の変更を來すこともやむを得ないとは存じますが、最初から承知の前で無理

な計画を立て、いわゆる健全財政の美名に執着して、表面はつじつまを合わせ、実施は別だというがごときことがあつては、遺憾千万と言わざるを得ないのであります。戦争中の物動計画といふものが、いかに希望的な数字を羅列し、またいかに事態を誤り導いたか。できないものをできるとして、足もとかから崩れていつたのが、われわれの苦々しき過去の悪夢であつたことを思い起すのであります。今度の追加予算の数字はかくのごとき空々しきものではないと信じていたのではあります、この点についての大蔵大臣の御所信のほどを承りたいと存するのであります。(拍手)

その他本來財政資金によつて賄われるべかりしものが、予算の關係とか、現に金がないとかのために、とどのつまり金融に依存している例は相当に多いのであります。一々これを御披露するの煩を避けまして、この種の事例が今日では生產業界頭痛の種となつて、企業としては背に腹はかえられず、租税滞納に一時の逃げ場を求めんとする傾向さえはの見ゆるほど政府の威信失墜の徴候が認められるというのを指摘したいのであります。すなわち、最近における企業の資金難はきわめて深刻で

ありまして、おまけに石炭不足、電力飢饉による操業難も加わりまして、企業の未拂金額はますます大きくなつていきつたあります。しかも、この中で重要部分を占めるものが実は税金であります。その正確なる数字は持ち合はしてはおりませんが、今後資金が逼迫すれば、この種の滞納は、個人はもちろん重要企業においてもますます増大していくことは当然であります。従いまして、單純に税金の取立てを強行するならば、なかならず大企業に対し、それに見合うところの金融措置を講じてやらない限り、納税に支障を來し、健全財政の歳入面にひびがはいるおそれがありはしないか、一考を煩わしたのであります。

これを要しますに、從來やもすれば、予算は國會において審議されるが、金融は國民や國會に對し間接的である結果、この間の事情がいまいのままに放置さるるきらいがあつたのであります。政府はこのたびの画期的な追加予算を提出したこの際、財政と金融との關係を明確にし、名実ともに健全財政堅持のための眞剣なる対策を講ずる必要があると考える次第であります。大蔵大臣のもつとつこんだ御意見を伺いたいと存するものであります。(拍手)

第四に、私はさらに進んでもつと根本的な國家資金計画と物資需給計画との關係につきましてお伺いたしたいと存じます。資金計画は物資需給計画と相並んで、政府計画の重要な一環であります。しかるに、物資の計画は戦争中の経験もあり、少くとも計画としては相当進んではいますが、資金計画、特にその中の産業資金計画はどの程度の計画性をもつて立案せられてゐるか、はなはだ疑問に存する次第であります。資金は物と異なり、その本質上捕捉しがたきものであり、自己資金のごとき特にしかりでありますし、加うるに、先ほど申し述べたごとく、財政と金融との關係が明白でない意味もありますので、これを計画化することの困難であることは十分承知いたすのであります。経済の再建をさしあたり統制によつて行わざるを得ない今日の実情から考えますときには、資金計画は物資の計画と十分の関連をもたせて、総合的に策定せらるべきは当然であると思われまが、その計画と実施とははなはだしく遊離した実情にあることは、いかに混乱している時期だからといつても、許さるべきことではないと言ひよりも、そのゆゑ

にこそ、乏しき資金と資材とを活用するために嚴密なる調整を必要とするのであります。

けだし、資金が生産を阻害しているということは産業界の常識であります。割当てられた資材すら買えないという現象が方々に見受けられるのは、

資材の割当が誤つておるのか、あるいは資金の流し方が不都合なのか、結局、物資の調整方式と資金の調整方式との間に重大なる間隙があることが、今日の財政経済運営上の一つの大きな欠陥であると考えます。

政府は先般、当面の金融対策を発表されました。これは、物價改訂に伴い当面産業資金の需要が増大するから、一時日銀の追加信用によつて、市中の銀行を通じて金融の疏通をはかるというのがその骨子であります。実はこれは作文のみであつて、ほとんど実行に移されていないのであります。と申しますのは、最近種々の事情から市中銀行の手許資金が従前よりよほど改善されてきたにもかかわらず、経済力集中排除法その他の金融不安のためもありましようが、これとは逆比例して、各産業は資金難にあえぎ、金融機関にお百度を踏んでいるという実情であります。しかして市中銀行の貸出

増加高は、許容されている限度、すなわち預金増加高の五〇％にも達せず、むしろ日銀預金あるいは日銀に對する借金の返済に充てられていくという珍現象を呈しているのであります。

復興金融庫の設立は、かかる変態期における生産と金融とのギャップを埋めるためのものでありましようけれども、この活用には、資金の關係から一定の限度があります。従つて今日においては、復興金融庫をも含めて全体の資金の流れと資材の流れとを適當に調整し、この難局の打開に鋭智を集中する必要を痛感する次第であります。

もし、これを今日のまに放置しますならば、誠実に生産に従事する者はいよいよ苦境に迫りこめられ、やみやきわ物的な取引を追つかける者のみが榮えて、國民經濟に重大なる悪影響を與えることは明らかであります。私は、中華民國において行われると言ふ屯積の現象が日本において次第に拡がりつつあることを直感するものであります。が、政府がこの際やみ経済に徹底的なメスを振らず、資材の面においてかりにも機械的な總花式の資材割当に墮したり、隠匿物資を放置したり、資金面においていわゆるやみ金融や情実金融を放任するといったしましたならば、

わが國の經濟も第一次欧州大戰直後におけるイタリーの破局經濟に近づいていくのではないかと、衷心憂慮にたえない次第であります。

そこで私は、資金計画は資材計画との関連においていかに樹立せられていくか、しかして、生産を中心とする資材の割当と雇用を中心とする金融の方式とを今後いかに結びつけんとせられるか、この点に關し、資金と資材を総合する立場にあられる經濟安定本部の和田長官に御意見を伺いたいと存ずるのであります。

第五に、私は資金、資材の調整の問題よりさらに進んで、企業の合理化及び行政整理の問題について政府の根本方針を伺いたひのであります。と申しますのは、先ほど来るる申し述べました財政と金融の健全性の問題を徹底的に追究してまいりますならば、どうしても企業の合理化及び行政整理を含めての日本經濟の合理化という問題にぶつからざるを得ないからであります。

(拍手)
敗戦國の常とはいへ、今日の滔々たるインフレのもとにおきまして、一方的にいわば無限に増大せんとする資金の需要に對しまして、インフレを抑圧せんがためには、大藏大臣も仰せのご

とく、資金蓄積の限度にこれを抑えねばならぬと同時に、他方において、必要な生産資金と財政資金とは極力これが調達を期せねばならぬといったしましなれば、まず資金需要の実相を把握して、眞にやむを得ないもの以外は断乎としてこれを抑える必要があると同様に、貿易の再開を契機として國際競争場裡に有利な地歩を確保するためには、はたまた積極的に外資の導入をはかる上にも、企業の合理化を中心とする日本經濟自体の合理化を勇敢に押し進めるほか打開の途はないと信ずるのであります。(拍手)

第一次欧州大戰後のドイツにおいて、例のシャハトが金融の引締めによつて成功したことは周知の事実であります。が、政府におかれても、今日までのところ、あたかもシャハトの故智にならつてこれを実行せんとするもののごとくであります。しかし日本の現状は、当時のドイツの場合と実は根本的に事情を異にするものがあるのであります。自由競争のもとにおいては、單純なる金融の引締めが奏効するであろうが、今日のわが國は、好むと好まざるとにかかわらず、嚴重なる統制經濟の世の中でありま。統制經濟のもとにおいては、單純なかかる方法によらんか、正しからざる企業整理——すな

わち誠実なるもの、優秀なるものが亡び、実力なきものが、顔や情実や不正によつて生き残るおそれが多分にあるのであります。しかも、この正邪を見わけることは、しかく容易ではないのであります。

また前大戰後における復興問題は、戰爭の性質からして、さほどの問題ではなかつたけれども、今度の大戦においては、戰爭の慘禍は、欧州もアジアもともに疲弊その極に達しているといつても過言ではないのであります。従つて、一方において企業の合理化も行いつつ、他方において産業の建設復興を積極的に行わねばならぬという二重の困難があるのであります。これは前の大戦と今次の戦争とが根本的に異なる点でありまして、言語に絶する難事ではあるが、同時にどうしても突破せねばならぬ関門であります。

聞くところによれば、わが國の戦後の生産雇用は、本年七月現在で千七万人をもつて戦前の約四〇％の生産を維持するに止まつているとのことでありま。もちろん、これは生産條件の悪化にもその原因はありましようが、一方官公署たる民間企業たるを問わず、生産技能の低下、職場規律の頹廢、擬制雇用の累加等の事実があることを

否定できないのであります。また諸般の事情によるとはいえ、賃金形態も度を越えたる生活給本位となつて、技術と能力の差による能率給がほとんど顧みられないために、生産意欲が極度に低下していることも顯著なる現象であります。かくして、働く者の生存権を確保しつつ当面せる経済危局を救ひ、貿易再開を通じて前途の光明を見出さるゝための根本対策は、まずもつて擬制雇用の強力なる配置轉換ないし行政整理によつて單位企業の健全性をとりもどし、職場規律振作のために、あまねく能率給與制を採用することをもつて始まらねばならないと断定するものであります。

もちろん、かかる対策を強力に実施するためには、その大前提として、周到なる失業対策の確立と責任ある配置轉換の具体案が明示されねばならぬことは言うまでもありません。私は、今日の事情は、いうところの資本が労働を搾取しているとか、労働が資本を搾取しているとかではなくして、資本や労働が國民経済を搾取しているのだと断ずるものであります。従つて、企業合理化と行政整理とは、今や一單位企業の利潤追求や、労働者側の單に食わせるというごとき立場ではなく、國民

経済の確立という各國民的立場から眞剣に討究し、速やかに断行さるべき案件であると信ずるものであります。(拍手)この点に關し、片山総理大臣の率直なる御見解を伺いたいと存じます。

私は、以上数項目にわたりまして、各所管大臣及び総理大臣の御所見を質したのであります。最後に、片山総理大臣に對しまして一言申し述べたいのであります。先ほど申しました通り、わが國民経済の合理化は今や必至の問題ではあります。これは實は日本の人口問題及び日本人の生活水準の問題と密接に關連する事柄であります。何ゆゑかと申し上げますならば、わが國民経済を活かすためには完全雇用が必要であつて、完全雇用が成立しないとするならば、これはとりも直さず人口の問題であります。八千万人をこの國土において食わし得るかどうかが問題であります。おそらく来るべき講和會議においては、この人口問題及び生活水準の問題が、一部で考えられているような領土問題以上の問題として討議されることと思ひます。片山総理におかれては、かかる見地に立つてこの問題に關し、いかなるお考えをお持ちになれるか、しかしてさらにもう一つ、今日の耐乏生活にどの位耐え

たならば、いかなる過程を経て輝かしき將來がわれわれの前に開かれてくるかというところにつきまして、どういう見透しをもつておられるか、併せて伺いたいと存するのであります。

國民は、この見透しにあれば、おそらく喜んで必要の耐乏生活を甘受するものでありましよう。しかし、この見透しなくして漫然と耐乏生活を國民に強いるとするならば、國民のポテンシャル・エナジーにはおのずから限度があるものでありますから、遂には絶望のふちに沈淪することと相なるかも知れり知れないのであります。かつて東條大將は、單なる希望的な必勝の信念によつて國民を指導し、國民を今日の悲慘なる窮境に追いこんだのであります。が、もし、言われるところの耐乏生活に小くとも一應の見透しがない限り、それは東條大將の必勝の信念と何ら選ぶところなしと言わざるを得ないのであります。(拍手)あえて、片山総理大臣の政治家としての信念のほどを伺いたいと存するゆゑんであります。(拍手)

ん、さらに追加予算を出す必要はないか、こゝういふ点をまずお答えいたしたいと存するのであります。

○國務大臣(栗栖勉夫君) 荒木議員の御質問にお答えいたしたいと存するのであります。今後の財政の見透しにかん、さらに追加予算を出す必要はないか、こゝういふ点をまずお答えいたしたいと存するのであります。

今回提出いたしました第七号及び提出いたします第八号の補正予算で、第一回國會で審議を受けることを予定しております補正予算上のおもなものは大体盡されておるのであります。なお内務省の解体、公務廳の設置、石炭國管その他難多の事項につきましては、さらに補正予算を提出して國會の決議を受けねばならないと思ひのであります。しかしながら、大きな追加予算といたしましては、政府といたしまして今回をもつて最後の止めといたしたいと極力努力いたす次第であります。

この追加予算によりまして健全財政を維持し、そして確立し、さらに健全金融をも維持確立いたしまして、この財政及び金融の面から通貨の増発を抑止することによりまして、大量なる資金が市場に流出することを抑えることができますならば——これは政府と國民のまつたく一体的な忍苦の努力によらざるを得ないわけでありますけれども、これによつてできますならば、この予算はこれが大きな予算としては止めと、こゝう解するのであります。小口のものはお若干のものがあつても、よくけれども、これは別口のものでとお考えを願ひたいと思ひのであります。しかし、これが成就するかどうかということは國民と政府の一体的な努力の結果によるわけでありまして、この努力を欠くならば、滔々としてインフレは進行し、破局になることは間違いないのでありますので、政府といたしましては國民に對して努力と忍苦ということを強く要望し、協力を期待いたす次第であります。

なお、今次の予算は一應健全財政主義を貫いておられるけれども、金融の面に抜けて大きなインフレにはならぬか、こゝういふお尋ねであります。今回の補正予算の編成にあたりましては、健全財政、健全金融ということを目途として編成いたしましたのであります。財政面の赤字が金融面で彌補されて処理するというようなことは極力避けることに力を盡したわけであります。特別會計における鐵道會計の五十億、通信會計の二十五億、預金部への繰入れ十億、貿易資金への繰入れ等も、まつたくこれがためであります。

なお、地方の財政が乱れることによりまして、これが金融面に轉嫁されるおそれもございますので、すでに昨日申し上げましたように、政府といたしま

しては地方財政の整備ということにも能う限りの努力をし、分與税だけに止まらず、新しい財源の開発、さらにやむを得ない公債発行につきましては、その市場消化あるいは預金部資金の引受けというところまで裏づけをしてこれを善導し、根本的には機構その他についても考えてみたいと思ふ次第であります。

なお、復興金融庫に對する出資についてであります。これはこの補正予算において四十億を計上いたしましたのでありますが、これが金融の面に轉嫁されるということは極力避くべきでございますので、かようにいたしました次第でございます。ただ復興金融庫につきましては、今日までその債券の消化が市場で思わしくないものでありまして、それがために、大部分は日銀引受けというようなイー・ジョー・ゴイングな方法に臨んでまいまして、結局は通貨増發を誘致してまいつたのであります。これでは非常に困るわけでありまして、すでに昨日申し上げましたように、この次からは金融機関の共同引受制度というものを確立したいと思ふいます。これにつきましては、先月の中ごろに地方銀行及び市中銀行の会合に出まして、さらにそれを勧誘し、資

金総額額の一定率を公債資金、復興金融の債券の引受資金という方に割り振るように勧奨し、大体の話をまとめたような次第であります。なお、これにつきましては金融機関の採算というところも考えなければなりませんので、その点についても、なおいろいろ協議をいたしているような次第でございます。これが成功いたしますれば、市場消化ということを中心として、日銀資金の流出ということとは防ぎ得ると思ふのであります。これを防ぎ得ないということになりますならば、財政資金が金融に隠れる、金融に轉嫁される、こういうことになるわけでありまして、極力それは避けたいと努めている次第であります。

なお、予算面の実行につきましても財政收支の計画化をはかりまして、極力金融面に不当の圧迫を及ぼさないように措置をいたしますとともに、貯蓄運動を強力に推進いたしまして資金の蓄積をはかり、正常な財政需要に應じ得るよう努力いたしているような次第であります。この債券の発行という点も、日本は財政として上は、収入が下期に多くはいりまして上期は少ないというふうな関係もあるものであります。これはだん／＼ためてい

きたいと思つておりますけれども、上期におきましては債券の発行ということに隠れるような欠点があるのであります。これも努めてこういうような方法を避けていきたいと考える次第であります。

なお、特別会計につきまして赤字をなくする。それがために鉄道に對して五十億、通信に對して二十五億、こういうものを繰入れる趣意であります。これは大体損益勘定の部類でありまして、今後十二月から生ずる赤字じり埋め合わせものであります。これはきわめて臨時例外的のものでありまして、これによつていたしませんと、料金を引上げることになり、物價の面に重要な影響を與えることになりす。さりとて、このままにしておきますと、金融の面に日銀資金を放出するという結果になりまして、資金放出の悪結果を及ぼすことになるのであります。かような点で、一時ごく例外的なこの措置をとつた次第であります。しかしながら、特別会計の独立採算制という建前はあくまで貫くべきであります。そこで二十三年度からは、こういう事業につきましては、経営の合理化、経営改善ということをして、繰入れました資金も分割

して一般会計に返戻してもらひまして、独立採算制の趣意を貫くようにいたしたいと思ふのであります。

貿易資金の点でございますが、これにつきましては輸出と輸入との関係であります。これは内地におけるしりが赤になつてゐる、外國におけるしりも赤になつてゐるのであります。内地のしりと外國のしりとがリンクをいたしておらぬのであります。内地だけの関係についてみますと、これは價格調整あるいはその他のために赤が積つてゐるのであります。これも、その中で物資の相当残つたものもありますし、残らぬものにつきましては、この際國庫で一般収入から補填することにしたしまして、金融の面で一時を糊塗して通貨を永久的に出し放しにしておくというふうなことをためた次第であります。

なお、一般金融の問題であります。貯蓄の増強その他によつて、市中銀行にも相當の資金が蓄積されたのであります。しかし、企業再建整備、經濟力の集中排除等のために市中銀行が貸出を躊躇しておる、それがために必要な資金の貸出ができない、そうして、その資金はわくをたな上げにして日銀に一時返済をしておる、それがた

めに資金の市場における流通高が非常に減つて窮屈だ、こういうお話であります。しかし、これにつきましては何とかこの弊をため、殊に年末をも控えておりますし、また生産緊要事業については十分生産をもあげていかなければこの危機は突破ができないという点もございしますので、十分その点をも留意いたしまして、そうして市中銀行に貸出を——再建整備あるいは經濟力の集中排除等のために貸出をしつておるものについては、復興金融庫の保証とか、あるいは内情をよく話して、日本銀行その他の勧奨によつて貸出を進めていく、あるいはどうしてもいかにぬものについては、この復興金融庫の直接貸出をする、こういうような方途をとるよう措置をいたしておるのであります。なお、市中銀行が直接貸出に困るものにつきましては、先ほども申し上げましたように、復興金融債券を市中銀行がもちま

して、そうして復興金融庫はその債券の手取金をもつてこれに貸すというよう間接的な貸出をも勧奨をいたすようにいたしておるのであります。そうしてこの点の隘路は、年末をも控えて、緊要産業への重点的な資金融通もきわ

めて必要でございすので、その点の措置をも十分はかりたいと考えておる次第であります。

なお、資金計画と物動計画については安本長官にお尋ねがありましたので、私はお答えしないことにいたしました。

ただ資金計画と資金の融通の関係についてはお答えをいたしておきたいと思うのであります。資金計画は、大体のわくがこれによつてきまるのであります。そのわくがきまりますと、今度は金融機関はその融資準則によりまして、蓄積されました預金資金というものの一定割合のうちからこの融資をいたすのであります。その融資は、融資準則の優先の順位によつていたしておるのであります。貿易向けの中小工業その他については、必要に応じては順位というよりも貿易というものを考えて、中小工業の特質からこれを先にする場合もあります。一般銀行融資準則の順位の表によつていたすわけであります。それから物との見合いは、その融資をいたします場合に、資金調整委員会にかけていたしておるのであります。そこでその物との見合いをいたしておるわけでありす。この資金調整委員会は古くから続いておりますのであります。しかし、昨今に至りま

しては、いまだ少く構成その他については民主的な考え方、要素を入れ、委員等も考えたいと目下考究をいたしておるような次第であります。

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) 荒木君の御質問中、席をはずしましてまことに失礼いたしました。御質問の要旨は行政整理の問題であつたと承りますので、その点についてお答えをいたしたいと思います。

行政整理は、行政機構の改革と相まち、かつ人員の整理をも含めまして相当大きな問題でありますから、政府におきましては慎重検討いたしております。機構も改革しなければならぬ、人員も整理しなければならぬ、い、人員も整理しなければならぬ、と考えております。しかし、どういう機構の改革と相まつて人員の整理をするかということ、相当影響もあつて考へていかなければならぬ問題でありますから、目下関係閣僚において具体的に眞剣にこの問題を整理いたしておる次第であります。目標は、いかに能率を増進するか、いかに財政面におけるところの人員の負担費を整理するか、これらの問題を具体的に考慮いたしておりますので、近くお話し上

げる機会に達すると存じております。

第二は、耐乏生活にも限度があるではないか、こういう問題であると承知いたしております。もちろん、無制限に耐乏を國民に求めておるわけではありません。現在のこの危機を突破するために、國民全体が耐乏して乗り切らなくてはならない、こういう趣旨で國民に求めておるのであります。大體の目途をいたしましては、講和会議が成立いたしましたして、わが國が独立國家として國際社会に加入できるような状態になり、貿易も順調に進み得るという状態ができれば、よほどわが國の經濟關係もよくなつてくると思ふのであります。但し、いろいろ賠償問題等の負担がありまして、樂觀は許されません。なお耐乏を続けなければならぬこととなるのであります。けれども、しかし、國民全体が今日の耐乏によつてインフレを克服いたしまして、經濟を順調に、産業を隆盛に増進することとらみ合はして考えていかなければならぬのであります。そういう誤合でありますから、ま

ず最初には内閣總理大臣に質問をいたします。現内閣における經濟政策の全面的な失敗に対する總理大臣の責任を追究いたしたのであります。政府は組閣直後、緊急政策八大要綱を作成いたしましたして、政策の具体的方途として、從來の内閣のごとき政治作文たることを避けて、現実に即してこれをまとめ上げる、必ず実現できるもののみを取上げる、日本の再建は第一に生産増強を中心としてインフレの悪循環を断たねばならない、またさらに生産の再開あるいは輸出力の培養のために、労働者自身の生産意欲の高揚と生産力の増大が根幹であるといひまして、特に労働対策を重要視し、全労働者の生活安定を期する旨をうたいまし

民全体の強力なる推進としてお願いいたされなければならぬと存じておる次第であります。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) 和田國務大臣の答弁は、後刻にこれを求めることといたします。青木孝義君。

〔青木孝義君登壇〕

○青木孝義君 私は、自由党を代表いたしまして、政府の提出にかかる昭和二十二年一般會計の補正予算案に対しまして質疑をいたしたいと思います。

たことは、周知の通りであります。しかし、現実はどうであるか。緊急政策の何一つとして実現いたしたものがあつか。組閣以來すでに六箇月、この期間には、重大な危機の関頭に立つ日本國民にとつて決して短いものではないのであります。國民は政府の緊急対策の実施に対してすでに十分な時をかし得たはずでありますし、われわれ國民としては大きな期待をもつて過してまいつたのであります。しかるに、政府のなし得た唯一のことは、日本經濟を一層破滅的な危機へ追いこんだにすぎないということでありす。(拍手)

財政は未曾有の膨脹を示して、行政整理、企業の整備という根本的な問題は、労働攻勢におびえて後方に押しやられ、生産の依然たる停滞とインフレの一段の高進、食糧の遅欠配と流通秩序確立の空文化は、嚴然たる事実であることを御承知願ひたい。現内閣が從來の政府の政策を擲した政治作文という言葉は、今日現内閣にすつかり御返上申し上げたいと思ひます。(拍手)

殊に、実情に即せざる貸金・物價の机上プラン的改訂は、資金統制の強化

と相まつて、その所期いたしました資本蓄積的效果を収めないのみか、生産を萎縮せしめ、一般物價の驚くべき高騰に伴うインフレとやみの飛躍的高進、勤労者生活の一層の窮迫化をもたらしたにすぎないのであつて、國民生活の安定はまさに空文化し、大衆の期待はまつたく裏切られました。勤労者の挺身による生産の強力な増進のごときは、もはや痴人のざれごと以外の何ものでもない。最近の労働争議の頻発を

たことは、何といたしましても政府の大きな失態でありますし、私は残念ながら大蔵大臣の政治的手腕を疑わざるを得ないのであります。(拍手)

今日の金融情勢では、復金債券を市場で消化することは困難でありますから、結局は日銀引受けによつて資金の調達をはからざるを得ないのであります。これでは、赤字公債を発行して日銀引受けとするのと何ら選ぶところがございせん。また地方分税分與金は八十二億弱と押えられておる。この無理をした予算は地方財政の負担となつて、結局何らかの形において調達されなければならぬし、これが地方債の発行によつて賄われるということになれば、結局通貨の増発とならざるを得ない。かように國家財政の赤字を金融機關や地方財政に轉嫁しての健全財政は、まことに笑止のさたであります。

さらに、本追加予算の各項目を通覧いたしまして、そこに少からざる無理がある。従つて、第二次追加予算を必要とするの危険性が明瞭に看取せられるのであります。殊に今後の物價高騰——安本計算によりますれば、今次の追加予算の影響によつて、本年末までに四六%の上昇をみる予想とのことであります。かかる場合、第二次追加予算は必至である。今回の追加予算の物價に対する影響、これは大蔵大臣はいかに考へになり、いかにこれを処理せらるるのであるかわかりませんが、おそらく物價に影響がないという御判断は、大蔵大臣のみに通用する見解であらうかと存じます。(拍手)

上されただけで済むと考えるのは、あまりに甘い考え方であると思う。(拍手) また貿易資金五十五億にしても、さらに賠償撤去費も、これで足りるとは考えられないし、さらに巨額の終戦処理費——この算定の基礎は物資及び資金とも、もちろんマル公であると考へますが、流通秩序の破壊された現状においては、實際経済の基盤はやみであります。この事實を考慮いたしましたならば、今次追加予算に計上された額のわく内です定の事業を完遂することの不可能でありますことは、自明の理であると存じます。殊にインフレの進展下、物價の一層の上昇が確實に予見されるとき、思い半ばに過ぐるものがあると存じます。

あるうかと存じます。かくて、現内閣の存在の意義はまつたく失われたものといつても過言ではございせん。(拍手) 總理大臣はこれをいかに考へておられるか。かかる政策の全面的失敗に對して、一片政治的良心があらひになるならば、この責任を十分に明らかにせらるべきだと考へます。(拍手)

追加予算は、なるほど計數の上から健全性を得ておるということができましよう。すなわち、二十二年度当初予算における赤字公債の四十八億圓が、今回の追加予算における四十九億圓の歳入増加によつて完全に解消せられた。その上にまた、國鉄ならびに通信事業の赤字が一般会計によつて補填されて解消されることになるから、わが財政は高い水準においてではあるが、一應健全性を回復し得たこととなるのであります。しかし、これは單なる數字の操作である。従つて、見せかけの、いわば名目的健全財政であるにすぎないのであります。實質的な赤字は他に轉嫁されておりますし、またその中には、第二次追加予算を必要とする危険性を多分にはらんでおりますことは疑いませぬ。

たえば、復興金融庫への出資金は四十億圓である。本年度の復金の所要資金がこれだけで十分であるとは、要資金がこれだけで十分であるとは、たれも考へていない。しかりとすれば、この不足分はいわば財政の赤字を金融機關に轉嫁するわけでありませぬ。

また災害復旧費にいたしましても、たとい物價が同一水準を持續し得たと假定いたしましても、本追加予算に計

加するに、千八百圓ベースの維持は、安本の独善的な机上計算と政府の希望にもかかわりませず、現実の事態はこれを許さない。すでに十一月三日附の毎日紙は、政府が越冬期を前にして、労組側の動きを緩和するため、何らかの一時金を別途に考慮することにならうと報じております。また同日附読賣紙は、米運労働大臣が大阪駅における記者團との会見において、全官公の要求に對して五十億圓ほどの支出をしようという意思表示をしたことを報

次に、大蔵大臣に對して質疑をいたします。今回大蔵大臣は、非常な御努力をもつて追加予算の作成になみ／＼ならぬ苦心をいたされたことは、心から敬意を表します。しかし、これが閣下決定に三箇月半という長い期間を要

たことは、何といたしましても政府の大きな失態でありますし、私は残念ながら大蔵大臣の政治的手腕を疑わざるを得ないのであります。(拍手)

今日の金融情勢では、復金債券を市場で消化することは困難でありますから、結局は日銀引受けによつて資金の調達をはからざるを得ないのであります。これでは、赤字公債を発行して日銀引受けとするのと何ら選ぶところがございせん。また地方分税分與金は八十二億弱と押えられておる。この無理をした予算は地方財政の負担となつて、結局何らかの形において調達されなければならぬし、これが地方債の発行によつて賄われるということになれば、結局通貨の増発とならざるを得ない。かように國家財政の赤字を金融機關や地方財政に轉嫁しての健全財政は、まことに笑止のさたであります。

さらに、本追加予算の各項目を通覧いたしまして、そこに少からざる無理がある。従つて、第二次追加予算を必要とするの危険性が明瞭に看取せられるのであります。殊に今後の物價高騰——安本計算によりますれば、今次の追加予算の影響によつて、本年末までに四六%の上昇をみる予想とのことであります。かかる場合、第二次追加予算は必至である。今回の追加予算の物價に対する影響、これは大蔵大臣はいかに考へになり、いかにこれを処理せらるるのであるかわかりませんが、おそらく物價に影響がないという御判断は、大蔵大臣のみに通用する見解であらうかと存じます。(拍手)

上されただけで済むと考えるのは、あまりに甘い考え方であると思う。(拍手) また貿易資金五十五億にしても、さらに賠償撤去費も、これで足りるとは考えられないし、さらに巨額の終戦処理費——この算定の基礎は物資及び資金とも、もちろんマル公であると考へますが、流通秩序の破壊された現状においては、實際経済の基盤はやみであります。この事實を考慮いたしましたならば、今次追加予算に計上された額のわく内です定の事業を完遂することの不可能でありますことは、自明の理であると存じます。殊にインフレの進展下、物價の一層の上昇が確實に予見されるとき、思い半ばに過ぐるものがあると存じます。

次に、大蔵大臣に對して質疑をいたします。今回大蔵大臣は、非常な御努力をもつて追加予算の作成になみ／＼ならぬ苦心をいたされたことは、心から敬意を表します。しかし、これが閣下決定に三箇月半という長い期間を要

たことは、何といたしましても政府の大きな失態でありますし、私は残念ながら大蔵大臣の政治的手腕を疑わざるを得ないのであります。(拍手)

今日の金融情勢では、復金債券を市場で消化することは困難でありますから、結局は日銀引受けによつて資金の調達をはからざるを得ないのであります。これでは、赤字公債を発行して日銀引受けとするのと何ら選ぶところがございせん。また地方分税分與金は八十二億弱と押えられておる。この無理をした予算は地方財政の負担となつて、結局何らかの形において調達されなければならぬし、これが地方債の発行によつて賄われるということになれば、結局通貨の増発とならざるを得ない。かように國家財政の赤字を金融機關や地方財政に轉嫁しての健全財政は、まことに笑止のさたであります。

また災害復旧費にいたしましても、たとい物價が同一水準を持續し得たと假定いたしましても、本追加予算に計

加するに、千八百圓ベースの維持は、安本の独善的な机上計算と政府の希望にもかかわりませず、現実の事態はこれを許さない。すでに十一月三日附の毎日紙は、政府が越冬期を前にして、労組側の動きを緩和するため、何らかの一時金を別途に考慮することにならうと報じております。また同日附読賣紙は、米運労働大臣が大阪駅における記者團との会見において、全官公の要求に對して五十億圓ほどの支出をしようという意思表示をしたことを報

道いたしております。大蔵大臣は、これらの事実を何とお考えであるか。これでもなお栗栖財政の健全性を確信しておられるとすれば、驚くのはかきさいます。

二十二年度一般会計の租税収入は、本予算、追加予算を合わせて総額千三百二十四億円である。しかし、これに對する收税状況は、九月までに二百六十三億円、全体の二〇%、全体の二割にすぎません。本予算に計上された税収の三八%にすぎません。かかる收税の不振は、二つのことを物語つておると思う。一は、現在の徴税陣と機構をもつてしては、本年度内に租税の完全な収入はほとんど不可能であるということ、従つて、そのずれだけは結局において通貨の増発となり、インフレを高進せしめる原因となるということであり、他の一つは、國民の担税能力がすでに限界点に近づいておるということである。

タバコ益金を含めて本年度の全租税額は約千八百億円、國民所得を大蔵省査定に従つて八千四百九十億円といたしますれば、その二割二分弱に当ります。わが國の有業人口、すなわち業務をもつてゐる人口を三千万人と仮定いたしますれば、有業人口一人当り実に

約六千円という高額の租税でありま

す。しかも、やみ経済の横行下においては、國民個々の担税能力を的確にキヤツチすることはできない。従つて、捕捉しやすき國民層に本当に租税の重圧が加重されることになっており、この層の担税能力はまさに限界点をさへ超えようといつておるのであります。上半期の所得申告者がわずかに三〇%しかなくつたということは、かかる事態の反映であり、またそれは政府に對する不信任の消極的な表示にほかならないと考えます。(拍手)

かかる情勢下において、大蔵大臣は、なお未收一千億円に余る租税を、残された下半期において完收し得る御確信があるかどうか、この点であります。さらにまた、政府の上からの極端なる資金統制と、通貨の増加速度を追い越す物價騰貴との圧力によつて、極度に逼迫している金融事情は納税の困難を加重せしめてゐるが、かかる事情のもとにおきまして、徴税に對する政府の所信をさらに伺いたいのであります。歳入、歳入の單なる数字の上での均衡を整へることは、決してそれほど難事ではございません。それは普通の能力を備へたものには、だれにでもできる仕事であります。問題は、實質的

な均衡を確立するということにあると信じます。

さらに、金融策について先ほど同僚議員からの質問に對するお答えにおきまして、私の抵觸する部分ももちろんあつたのであります。しかし日銀の民間貸出を見ますのに、本年四月までは毎月増加をたどつたのであるが、五月からは一轉して月々減少し、十月十日現在におきましては、四月末の貸出高五百五十九億に比較いたしますれば三百八十三億円と、すなわち百七十六億円の減少である。この減少率は実に三一%である。しかるに、この間通貨は三〇%の増加をみておる。物價はマル公約二倍半、やみは三一%の騰貴であります。企業は金融の梗塞と諸式の値上りの挾撃を受けまして、生産は停滯し、八月は七月に比べて約九%の減産を見るに至つたのであります。殊に、この生産減退は消費物資に強く現われ、統計局の調査によりますれば、東京都の消費者價格は、五、六、七、八の四箇月間に七〇%の騰貴である。この結果、都民の生活は著しく困難となつた。これは、片山内閣の政治モットーである生産増強、國民生活の安定、まさにこのモットーと逆行するものであることを御承知願ひたい。

しかも同じ期間に、政府の資金需要による通貨の増発は六百一億に達した。國庫收入を使い果して、これだけの赤字が出たのであります。政府は五月初めより十月十日までに、自己の必要を充たすためにはこれだけの赤字通貨を発行し、インフレを刺激せざるにかわらず、民間貸出に對しましては百七十六億円の引締めを強行し、生産を停滯せしめてゐる事実をごらんになつていただきたい。

健全金融も結構であります。また、そうなくてはならない。しかし、当局の彈力性のない、硬直したものの考え方は、健全金融だけではできても、肝腎の生産の増強は望めないのみか、インフレを助長し、國民生活の一層の窮迫化を招來するに至ることは必至であります。かかる矛盾を解する金融政策は、ただちに改むべきであると考えるが、大蔵大臣の所見いかん。

なお、大蔵大臣の國家財政に對する基本的な考え方並びに税政の改革、徴税機構の整備刷新に對する御見解を伺いたい。現段階におけるわが國民經濟的循環が國家財政を軸としており、國家財政が經濟の廣範な領域に決定的意義をもつてゐることは多言を要しません。従つて、財政は單純な收支の均

衡という財政技術的観点からのみ取扱われるべきものでなくて、國民經濟全体の再生産循環の維持發展の見地から問題とされなくてはならない。(拍手)しかるに、栗栖大蔵大臣の財政に對する基本的な考え方は、前者を重要視するのあまり、後者をその犠牲に供して顧みなかつたかの觀がある。もちろん大蔵大臣は、財政收支の均衡確保はインフレの激化防止という全經濟的観点に立つと言われるかもしれませんが。しかし、それは財政の形式的、名目的均衡ということからではなくして、實質的均衡の確立という観点から初めて言い得られるところであります。財政收支の單なる名目的均衡がわれわれにとつて問題であるのではない。われわれにとつて問題なのは、國民經濟の再生産循環の順当な發展ということであり、す。(拍手)これがためには、むしろ財政の一時的な若干の形式的均衡の破綻は、それほど問題とするに足りません。生産の再開によつて裏打ちされず、また財政膨張の大きな根因である行政の整理、企業の合理化問題をいたずらに労働政勢を恐れてそのままに放置された上での財政收支の均衡は、まったく無意味である。國民の眼を欺く姑息な方途であるにすぎないのであり

ます。この点に關する大藏大臣の所見を承りたい。

次に、税制の刷新について御質問申し上げます。政府は税收入を安易に確保するため、捕捉の容易な、かつ收税効率の高い間接税に重点を置かんとしているようであります。これは言うまでもなく大衆課税であり、國民の生活苦を一層加重するものであつて、財政の均衡を國民大衆の犠牲によつて確立せんと意圖するものにはかなりません。この点、政府は慎重に考慮すべきであると思ふが、今後もお間接税偏重の方針をとつていかれるお考えであるかどうか、この点についても御答弁を願ひたい。

和安本長官がお見えになりませんが、私の言うだけのことは一應申し上げます。次に、和安本長官に質問をしたい。まず、安本経済施策の全面的失敗に對する長官の政治的責任であります。(拍手)経済の危局突破のために、その具体化の方向に注がれてまいりました。しかし、飢餓前夜をさまよつておる國民の渴望と期待に對して與てられたものは何でありましようか。賃金・物價の不自然にして拙劣な机上プランの改訂に基く異常な人爲的價格の奔騰と、食糧の依然たる遅欠配、官僚的配給操作の不円滑、これらによる國民大衆の生活苦の一段の加重以外の何ものでもなかつたことを、われわれは経験いたしましたのであります。(拍手)

緊急対策最大の眼目である生産の増強は、組閣以來すでに半年を経過した今日、なお依然たる低迷状態を脱せ

ず、八月は七月より九%の低下をさへ示しており、殊に最も基本的な基礎資材たる石炭のごときは、実情に即せざる物價改訂によつて第二次製品價格の騰のはね返りを受け、價格關係が再度アンバランスとなり、全体として減産の兆候然たるものがありますことは、皆さんの御承知の通りであります。(拍手)しかも他方におきましては、公定價格がやみ價格を上まわつておる製品も決して少数ではございません。

毎日新聞の報するところによりますれば、去る七月二十三日の毎日記者との会見において、和安本長官は七、八、九月の当面の食糧危機のくぐり抜けに成功することが安定への第一歩であり、この食糧危機をもちこたえれば、新價格体系も何とか崩れずに済むと述べられておる。しかし、私をして言わしむるならば、かかる考え方が官僚的である。和安本長官御自身はどうであるかわからないが、國民は食わなければ生きていけないのであります。食うためには、どんなことでもする。たけのこ生活くらいは朝飯前であります。従つて、安本長官の考えられた七、八、九月と國民が生きていくことは、頭の中で観念的にむりにでつち上げた新價格体系が崩れずに済むということでは

はなくて、逆説的に言えば、崩れることによつて國民は生き抜く得るのであります。(拍手)されば、國民が今日までいかに生き抜いて來たということは、新價格体系がすでに無意味となつたということ、また同時に新價格体系のもとで國民が片山總理の要求する耐乏生活の限界点にすでに達した事実を証明するものにほかなりません。(拍手)

最後に徴税機構の問題について――年間の脱税ないし未收税は相当巨額に上るものと思ふが、これを捕捉するために、政府は先ほど御説明があつたような種々の確な対策の準備が、現に定員八万名のところ、目下は四万五千名にすぎないといわれております。また税の査定が一税務官吏の手心いかにしかつており、そこにいまわしい變態であるとか、あるいは收賄の余地を與えることになつておる。か

かつて安本長官は、九月までの忍耐を國民に要求した。そして苦しい家計も九月上旬ともなればかなりよくなるであらうし、十一月になれば家計は黒

字に轉換すると言明されました。しかるに、現実の事態は和安本長官の國民に對する言明をまつたく裏切つた。國民に對するかくのごとき食言に對しては、和安本長官は明らかにその責任を負うべきであり、かつそれを具體的な方法によつて國民に示すべきである。これに對する所見を伺ひたいのでありますが、現在お見えになりませんから、でき得るならば總理大臣にひとつ答弁を願ひたい。

和安本長官のかかる官僚的な、観念的なもの考え方によつて、なおこの先進んで片山内閣の一切の經濟施策が押し進められるものといひますれば、國民生活は遠からずして破壊し盡されるのである。和安本長官にとつては、國民生活そのものよりも、人間心理が大きな作用をもつ。經濟の實際から遊離した、机の上で自分たちが勝手に上つてきた子供でもある新價格体系の方が、はるかに大事であるとお考えのようであります。(拍手)

次に千八百円ベースの問題について伺ひたい。和安本長官は、民間企業賃金水準をも官公吏の千八百円ベースで引下げなければならぬと言明されておるようであります。事実、このようなことができるものであるかどうか。今日すでに新聞紙に報道されてお

る。今日すでに新聞紙に報道されてお

る。今日すでに新聞紙に報道されてお

る。今日すでに新聞紙に報道されてお

るごとく、これが維持されたいところの事実が数々と説明されておることを御承知と存じます。責任のある御答弁を願わなければならぬのは、和田長官のかような言明に反して、西尾官房長官及び米窪労働相は、千八百円ベースの維持が不可能であると、これが再考を言明されておるようであります。この点について西尾長官、米窪労働相の所見を伺いたのでありますが、今日はお見えになつておりませんから、これまた總理大臣の御答弁を願いたいと思ふ。またかかる対立する見解を總理大臣はいかなる線で調整されようとするか、御答弁を煩わしたい。

千八百円ベースで労働者が食えないことは、すでにわかり切つた事実である。長官といえども否定できないと思ふ。失礼ではあるが、もし長官の生計費がこのベースで賄われておるとすれば、私はこの点に關する私の質問を撤回いたします。しかし、和田長官及びその家族の方も同じ人間である以上、このベースでその生計を賄い得られるものではないと私は確信する。もちろん、すべての國民が満ち足りて食うということは、諸條件のまつたく変化した敗戦日本経済のとうてい負担し切れぬところであらう。ここに耐乏生活の

要求される根拠もまたあるのであります。しかし、たとえばこのベースが形式的に維持されておるものとしても、これではどうしても食えないということ

が嚴然たる事実である以上は、この維持が不可能であるということも経済法則的必然である。けだし、これを強いて維持するとならば、生産者そのものの基底である労働力の再生産は不可能となり、従つて、社会全体の再生産は破壊されてしまふのである。このことはわかり切つた自明の理であります。千八百円ベースが維持できないとすれば、これが改訂をするより仕方がない。しかし、これは和田長官の政治的責任の問題である。

和田長官が新物價体系を作成し、千八百円ベースを設定されたのは、これを堅持する自信と確信をもたれてのことと思ひます。しかし、これを堅持することによつて日本経済再建の足がかりをつくり上げられる意圖であつたと考えられます。同時にまた新物價体系に對する千八百円ベースによつて、労働者の生活も少くとも最低線において保障されるという確信の下に、かかる重大なる施策を断行せられたものと確信をいたします。しかるに、か

かる確信がすでに事実によつて覆へされたことは、今や明らかな事実であります。

しかも和田長官は、基準賃金に關する民主党代議士の小川君の質問に對しまして、次のように答へられておられます。誤つて解することをおそれまして、速記録によつて申し上げます。

「私はこの四百円の黒字が出ると言ひますことは、これは一面におきまして、やはり生産を殖やし、やみを搾減し、また通貨面からくるインフレーションを阻止して、あらゆる努力をすることに、よつて、労働者の生活が努力次第で樂になるといふことを申し上げたのであります。日本の生産そのものが今のような程度に止まつております限り、どういふ議論を繰返してみても、國民の生活は樂にならないのであります。云々、和田長官はかくのごとく述べておられますが、これは自分の作成した政策に對する実に驚くべき無責任と確信の欠如とを露呈するものであることは疑ひません。

生産の増強といひ、通貨秩序の確立といひ、單に國民を引きつける政治的標語として用いたにすぎない。そこには、これが實現に對する何らの確信もなく、また單なる推量と希望の見解を

土台として、昨年の労働者の家計の赤字や物價の推移を独断的に、しかもドラマに今年もまた同じであるという、まことに心もとない架空の状態を仮定して勝手につくり上げた新價格体系と千八百円賃金ベースを押しつけようとすることは、政治家としてまことに驚くべき無鉄砲な態度と言わなければならぬ。(拍手)

しかも、その施策の失敗の責任を暗に國民の不協力的態度に轉嫁しようとするにおいては、何人も許し能わざるところであります。私が和田長官の政治的責任を追究するゆゑは、まさにここにあるのであります。千八百円ベースはすでに實質的に破綻を示しており、しかも、これを強行的に維持しようとすることは再生産の基底を破壊するものであるとともに、その前に檢身の全面的な労働攻勢を覚悟しなければならぬであらう。かくては、さらでに脆弱な日本経済は破壊を免れない。

もちろん、千八百円ベースを改訂してみても、インフレがますます進行すれば、遅かれ早かれその新しいベースも維持できなくなるとは言うまでもございせん。従つて、インフレの根源を断ち切らなければ、千八百円ベースの改訂も無意味なものとなる。

しかるに、現内閣はインフレの根源の排除について何らの有効な対策も打つてこなかつた。現在もそれに対する何らの準備をもち合わせないかのごとくであります。組閣当初すでに行政整理を問題とし、その緊急対策八項目の中に企業の整備、合理化をうたつておるものの、組閣以來六箇月を経た今日、なおその準備さえもなされてない。二十二年度追加予算編成以後の新しい事態に對應する必要に迫られて、ようやくここに企業及び行政の整理を問題として取上げるに至つたのである。これをだら／＼、なしくずしに行うようでは、その実効は期待できない。すべからず、その開始の時期及び程度、完了の時期をも明らかにされたい。

最後に、傳へるところによりますれば、従来の経済政策の破綻から、追加予算に伴う財政インフレ激化への懸念に對処して、政府の一部に政策の轉換が意圖されておることであるが、もししかりとすれば、その轉換の方向を明らかにしていただきたい。もし、現内閣の從來の方針と態度からして、官僚統制の一層の強化にすぎないものならば、われ／＼は断固として反對する。

強度の軍事的、官僚的統制によつ

〔國務大臣片山哲君答壇〕

て、國民の自主的な企業家精神、自主的な労働意欲が旺盛に去られたことは、すでに戦争中の経済統制においてわれわれの体験済みのことであり、また現内閣による新物價体系から流通秩序の確立、資金調整への一連の官僚統制の強化によつて、インフレは激化し、國民の生活は一段の窮乏状態に追いこまれ、さらに一般企業も、公定價格の大幅引上げに伴う事業資金の急増と資金統制の強化に狭撃せられて、異常な金詰りに直面し、産業活動の萎縮、沈滞はより著しいものがあります。しかもなお政府は、追加予算に伴う新事態への対処に藉口し、千八百円ベースの維持、企業の整備に名をかりて、その実は、この機会に企業の全面的管理にも行かんとする意向をもつておるのではないか。この点に関する和田長官並びに商工大臣の責任ある御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長(田中萬逸君) 青木君、時間が参りました。

○青木孝義君(続) 私はなお爾余の質問がありますが、時間が参りましたので、この程度でやめます。しかし、今まで御質問いたしました諸点につきましては、明快に御答弁をお願いしたい。

○國務大臣(片山哲君) 青木君は、なかなかきついお言葉をもつて財政問題に対する所見を申し述べられました。が、財政通であります青木君は、わが國の経済状態、産業状態、國民生活、これに對應して処理しなければならぬ各種の問題については、十分通曉せられておると思うのであります。第一にわれわれは、敗戦國の財政をいかに建て直すかという点をまず考えていかなければならないと思うのであります。今日は通常の時ではないのであります。今日は通常の時ではないのであります。非常時である。これを第一番にお考え願わなければならぬのであります。第二には、物資が非常に不足しておるということであり、生産が上つていないということであり、食糧も不足しておるということであり、この不足せる物資の間で國民の生活と産業の發展をはかつていくということについては、なみだいていふことではいけないのであります。よほどの努力を必要とするのであります。自由放任の状態では、特権階級に品物が独占せられるのであります。(拍手) 國民大衆の自由は奪われてしまうのであります。政府はここにおいて、國民全般の生活を安定せしむるために、不自由さを忍ばせしむる方法を講じなければ、とうてい公平なる政策はできないのであります。

政府が内閣を引受けました当時におきましては、マル公の値段とやみ値とがあまりに相違いたしておるのであります。相違いたしておる結果、やみは横行するのであります。やみの横行を撲滅するためには産業を發展せしめ、マル公で仕事が行われていくためには、マル公の改訂をやらなければ、とうていインフレの防止はできないということを感じたのであります。つきましては、新物價体系の確立をはかつて、これを基準といたしまして賃金のベースをつくり、やみを撲滅し、國民の協力を求めて、産業の發展に全精力を傾倒しなければ、この危機を救うことができないという論点に私どもは立つておるのであります。この意味から、政府の立てておられる物價体系は、やみを撲滅し、かつ産業を發展し、インフレを防止する上において最も必要な現下の政策であると考えておる次第でございます。(拍手)

つきましては、これはなか／＼努力を要することであり、そう簡単にできるものではないのであります。國民全体の協力を求めているというゆえんはそれでありまして、政府は國民に轉嫁して、なすべきことをなさないというのでは決してありません。政府は陣頭に立ちまして、全力を傾倒いたして努力するために、八六緊急政策の実施に邁進いたしておるのであります。この新物價体系をなお堅持いたしたいと考えております。いくらかの調整はいたしますが、根本策といたしましては、新物價体系を堅持する政策を続けていかないことには、インフレの防止はできないと考えておる次第であります。(拍手)

○國務大臣(栗栖越夫君) 青木博士の御質問に對してお答えいたします。追加予算がたいへん延び／＼になりました。提出が遅れましたことについては、はなはだ相済みぬ次第でありまして、悪しからず御了承願いたいと思うのであります。

今回の追加予算が單に名目的な数字のつじつまを合わせた追加予算であるという点については、私は断じてさうでないということをここで申し上げたいのであります。まず、一般会計より七十五億の特別会計への繰入れを、ごく臨時、例外的にいたしたのであります。これは、もしこの繰入れをいたさないということになりますと、しかも物價その他の面に影響を與えないでおくということになりますと、日銀その他より借入れをして、今日までのごとくこれを賄わなければならぬのであります。さうにいたしますと、通貨は増発いたすわけであり、

國民全般の生活を安定せしむるために、不自由さを忍ばせしむる方法を講じなければ、とうてい公平なる政策はできないのであります。

政府が内閣を引受けました当時におきましては、マル公の値段とやみ値とがあまりに相違いたしておるのであります。相違いたしておる結果、やみは横行するのであります。やみの横行を撲滅するためには産業を發展せしめ、マル公で仕事が行われていくためには、マル公の改訂をやらなければ、とうていインフレの防止はできないということを感じたのであります。つきましては、新物價体系の確立をはかつて、これを基準といたしまして賃金のベースをつくり、やみを撲滅し、國民の協力を求めて、産業の發展に全精力を傾倒しなければ、この危機を救うことができないという論点に私どもは立つておるのであります。この意味から、政府の立てておられる物價体系は、やみを撲滅し、かつ産業を發展し、インフレを防止する上において最も必要な現下の政策であると考えておる次第でございます。(拍手)

つきましては、これはなか／＼努力を要することであり、そう簡単にできるものではないのであります。國民全体の協力を求めているというゆえんはそれでありまして、政府は國民に轉嫁して、なすべきことをなさないというのでは決してありません。政府は陣頭に立ちまして、全力を傾倒いたして努力するために、八六緊急政策の実施に邁進いたしておるのであります。この新物價体系をなお堅持いたしたいと考えております。いくらかの調整はいたしますが、根本策といたしましては、新物價体系を堅持する政策を続けていかないことには、インフレの防止はできないと考えておる次第であります。(拍手)

○國務大臣(栗栖越夫君) 青木博士の御質問に對してお答えいたします。追加予算がたいへん延び／＼になりました。提出が遅れましたことについては、はなはだ相済みぬ次第でありまして、悪しからず御了承願いたいと思うのであります。

今回の追加予算が單に名目的な数字のつじつまを合わせた追加予算であるという点については、私は断じてさうでないということをここで申し上げたいのであります。まず、一般会計より七十五億の特別会計への繰入れを、ごく臨時、例外的にいたしたのであります。これは、もしこの繰入れをいたさないということになりますと、しかも物價その他の面に影響を與えないでおくということになりますと、日銀その他より借入れをして、今日までのごとくこれを賄わなければならぬのであります。さうにいたしますと、通貨は増発いたすわけであり、

なおまた復金債の発行についてであります。今日までは日銀の引受けによつてこれをいたしておたのであります。しかしながら、これは先ほどもすでに答弁いたしましたように、日銀の引受けによつてこれをするということは、日銀の資金を市場へ放出する結果になりまして、インフレーションを助成することに相なるものであります。そこで、それは金融機関の共同引受けによる市場消化、こういう新しい形によつて今後はやつていくという原則に立ちたい、かように申し、次からはこの方針をとりたいたいと思つておるのであります。これは実質的にも通貨の増発を避ける。こういう趣意であると申してよからうと思つてあります。

それから、なお災害復旧その他についての追加予算であります。これにつきましても、マル公によりまして極力この増発を避ける、そして資金の支出の面を補うところの収入は、この普通収入をもつてこれをいたす、こういう原則を堅持いたすことによりまして、実質的にも健全財政を貫きたい、かように考えたのであります。

ところで、そういうことをいたしますと、しからば、青木博士から指摘

れたように徴税ができるか、こういう問題に相なるのであります。これは今日までの徴税の不成績もありますけれども、これはぜひ貫徹してみたいと、かように思ふ次第であります。すでに昨日も申し上げましたし、今日までもしばしば申し上げましたように、税務機構の質と量の強化、税務官吏の優遇その他によりまして、また廣く國民運動としてもこれを展開いたしまして、この税の徴税を貫きたいと思ふのであります。これは政府と國民が一体となつてこれをいたすことによつてのみ、これが達せられるのであります。これをいたさない、この日本の經濟危機は貫き得ないのであります。そういう意味において、それを貫きたいと思ふ次第であります。

それから第二の追加予算を編成する必要があると思ふがいかなということでありまして、これは先ほどすでに申し上げた通りであります。

それから地方財政をいかにするかというところであります。今日まで中央及び地方の財政を健全化するということは、このインフレーションの克服にはぜひ必要であることは青木博士の説の通りであります。これにつきま

と同時に税源を新たに設けて收支を合わす、それから地方債の発行につきましては、單に発行だけの計画でなしに、十分資金計画を立て、さらにそれは預金部その他でも斡旋をして、裏づけある発行をさすことによりまして、長期の資金計画を立てさす、こういうことによつて、さらにまたその地方の財政制度の根本にも検討を加えまして、そして、この制度の改善をはかり、地方財政の健全化をいたしたい、かように考える次第であります。

それから金融政策についてのお尋ねであります。日銀の貸出しを制限しておる、そして日銀の貸出しが激減し、市場の金融が非常に引締つておる、こういうお尋ねであります。これは先ほど荒木議員からの質問に答えた通りでありまして、現状においてそういう事情が相当程度あるのであります。これは日銀が資金の貸出しを引締める、こういう趣旨よりも、むしろ先

ほども申しましたように、企業再建整備、經濟力の集中排除その他によりまして、企業自体が見透しのつかぬ点があるのであります。そこで市中銀行が、市中の金融機関が貸出しを見送つておる、そういう関係で、それだけの資金を、わくを残して日銀に

濟をする、こういうような傾向において、非常に日銀のしりが、貸尻がしぼんできている、こういうような現象があるのであります。これについては、まず貸出しについてさような心配のある場合におきましては、先ほども申し上げましたように、復金の保証とか、あるいは日銀の勸奨によりまして共同融資をするとか、あるいは復金債を市中銀行がもちまして、その代理によつて復金が直接貸出しをするとか、こういうようにして金融の疏通をはかりたいと思つてあります。なお重要産業につきましては、この市中銀行でできるものと、できざるものは復興金融庫を通じて十分の貸出しをいたしたいと思つております。なお貿易金融及び中小金融その他の金融についての疏通は十分はかりたい、かように考えておる次第であります。

それから財政上のしりが金融へまわつて、そして金融の資金を逼迫させておるのではないかと、いうようなお尋ねもあつたのであります。これは從來まではさような傾向もあつたこともあつたのであります。今後はこういうような点は極力改善を加えまして、そして、徴税については、しばしば申し上げ

ましたように極力強力な手段を用いてこれを徴收し、一時的に金融に隠れるということは避けたい、そしてそれがために通貨増発をするとか、あるいは市中の必要な資金を奪い取るというようなことは避けたい、かように考えておる次第であります。

それから租税改革の問題について、えがあるか、こういう問題であります。これは從來の租税制度、殊に所得税の制度につきましては、分類所得税制度があつたのであります。前内閣におきまして、これは予算申告の制度に變つたのであります。インフレの進行の途上では適當なる改正であつたのであります。申告制度ということが國民に徹底しないために、なお十分な成果をあげておらぬのであります。この点におきましては、十分國民に徹底するような方法をとりたいと思つてあります。そのほか根本の改革につきましては、いろいろ研究もいたしておりますけれども、今ただちにこれを行つてというような域には到達いたしておりません。

徴税方針については、すでに申し上げました通りでありますので、重ねて申し上げないことにいたしましたと思つております。

なお、政府としてはこのインフレーションの克服のためには、企業再建整備、こういうことを強力に推進し、さらに行政機構の改革とその整理をも推進して、一体的にそれをやつて、財政の面、経済の面を整理する、建直すという必要はないかというお話であります。それはお説の通りであります。この企業再建整備につきましては、ただいま手続を進めつつあるのでございます。なお、この経済力集中排除については御審議をお願いしております。次第でありまして、これのきまり方によつては、早急に実施もいたし、速やかに企業の再建整備をいたしたい、かように考えておる次第であります。行政機構の改革ということは、これはいろいろな点において根本的な問題もございまして、こういうものにとらみ合はれて、やはり行政整理ということも相当の必要の程度において行われることと思つてあります。それは今年度でなしに、次年度の予算その他から現われてくる、また現わしたいと思つておるのであります。

なお、この租税制度において間接税を偏重しておるが、直接税をもつと重視はできぬか、こういうお話でございます。

ますが、実はこの追加予算では、間接税と直接税とは、直接税が七で間接税が三でありまして、従来通りの比率であります。そうして特に間接税を重視するということはいたしておりません。間接税が大量課税に流れるということはやむを得ない、必要を越えておる、この点は十分慎しみたいと思つて努力をいたしておるような次第であります。

大体大蔵大臣として答弁いたしますことは、以上の通りであります。(拍手)

○安平鹿一君 大蔵大臣の演説に対する残余の質疑は延期し、明七日定刻より本会議を開き、これを継続することとし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 片山 哲君
大蔵大臣 栗栖 越夫君
文部大臣 森戸 辰男君
厚生大臣 一松 定吉君
運輸大臣 吉米地義三君
労働大臣 米窪 満亮君
國務大臣 齋藤 隆夫君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
谷口 孟君

臨時人事委員長 浅井 清君

大蔵政務次官 小坂善太郎君

大蔵事務官 森永貞一郎君

大蔵事務官 福田 越夫君

大蔵事務官 前尾繁三郎君

〔第四十九号参照〕

医師会、歯科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律案

(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

終戦後の民主主義的思潮と社会経済の急激なる轉換に伴い、戦時中國民医療法に基いて強制的に設立された現存の医師会、歯科医師会及び日本医療團の存続を不適当と認められるのが当然であり、他方

この制度に代えて別に任意設立、任意加入の自由契約形態に対する要望が強く、ために國民体力の向上に関する國策への協力に対する当然の帰結として是等現存の各團體の解散を是となし立案したものである。

二、議案の可決理由

本案は、結核予防施設については、強力なる政府の補助の下に存置せしめ、他の医療施設は、國家と都道府縣市町村の相互協定下において、公平な立場から解散処置を行はんとするもので、この政府の意向は何等民主主義原理に背反するものでなく、従つて、解散後といえども、國民の厚生、体育保持の面に寄與することは必定であり、又現存の各会を同一組織を以て継続せしめることは不適当であるので、施行期日に関する参議院の修正案に同意して本案を可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

日本医療團の解散に伴う清算事務執行のため十五万円を要する見込である。

右報告する。

昭和二十二年十月二十三日

厚生委員長 小野 孝

衆議院議長松岡均吉殿

兒童福祉法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨

本法律案は、戦時戦後における社会的混乱と経済的事情の悪化に即應し、以て兒童を心身ともに健全に育成するために、兒童保護の機關を整備し、兒童福祉委員會、兒童委員及び兒童相談所等を設け、乳幼児及び妊産婦の保健指導について諸制度を整備強化し、現在の兒童福祉施設に關し、各種特殊児童、一般児童に対する各施設の内容充実及びその最低基準を規定したものである。

二、本案の目的

本法律案は、現今の極度に混乱している社会情勢に鑑み、將來性ある児童、殊に戦災孤兒、引揚孤兒等の善導、乳幼児及び妊産婦の保健等の確立を期するために、現行の少年教護法、兒童虐待防止法を廃止整備して、これら対少年法の系列的法文化を圖り、且つ各施設有の機能的充實を目的としたものである。

三、議案の修正議決理由

本法律案は、終戦後の新事態に際し、現行の各種児童(乳幼児及び妊産婦を含む)保護に関する法律の欠点を補填し、急速なる防護、保健措置を講じ得ると共に、春秋に當りこれら被保護者に対する各種施設の科学化は、國家再建に寄與するものが多く、よつて本案は、適切妥當なものであると信ずるが、新憲法の趣旨に則り、人権保障につき遺漏のない措置を講ずるとともに、児童の福祉に密接な關係にある母子寮に関する規定を挿入し、且つ政令及び命令に譲つてある事項を法律案中に明文化すること等が、適當と認められるので、これを別紙のように修正議決した次第である。

四、本案施行に要する経費
本年度追加予算としては、四千百三十四千円の見込である。
右報告する。

昭和二十二年十月二十五日
厚生委員長 小野 孝
衆議院議長松岡駒吉殿
(小字及び一は修正)
(別紙)
児童福祉法案を次のように修正する。

児童福祉法目次

第一章 総則

第一節 定義

第二節 児童福祉委員会

第三節 児童相談所

第四節 児童相談所

第二章 福祉の措置及び保障

第三章 児童福祉施設

第四章 費用

第五章 雑則

附則

児童福祉法

第一章 総則

第一條 すべて國民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二條 國及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三條 前二條に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第一節 定義

第四條 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者
二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第五條 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第六條 この法律で、保護者とは、親権者(親権者のないときは、後見人とする。以下同じ)その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第七條 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、^{○母子寮}保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、療育施設及び教護院とする。

第八條 児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議するため、中央児童福祉委員会及び地方児童福祉委員会を置く。

地方児童福祉委員会は、都道府縣ごとに、これを置く。

中央児童福祉委員会は、厚生大臣の、地方児童福祉委員会は、都道府縣知事の管理に属する。

中央児童福祉委員会は、厚生大臣の諮問に答え、又は関係各大臣に意見を具申することができる。

地方児童福祉委員会は、都道府縣知事の諮問に答え、又は関係行政廳に意見を具申することができる。

児童福祉委員会は、特に必要があると認めるときは、関係行政廳に對し、所屬職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第九條 中央児童福祉委員会は、委員四十五人以内で、地方児童福祉委員会は、委員二十人以内でこれを組織する。

児童福祉委員会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

中央児童福祉委員会又は地方児童福祉委員会の委員及び臨時委員は、関係行政廳の官吏又は吏員、児童の保護、保健その他福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府縣知事が、夫々これを命ずる。

児童福祉委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

第十條 この法律で定めるものの外、委員の任期及び委員長の職務その他児童福祉委員会の運営に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十一條 都道府縣に、児童委員を置く。

児童委員は、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関する事項について、相談に應じ、必要な注意を與える等これらの者の福祉増進に努める。

第十二條 都道府縣知事は、児童委員は、都道府縣知事の定める担当区域により、前項の職を行う。

児童委員は、事務吏員又は技術吏員を以て充て、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関する事業につき経験を有する者の中から、これを任用しなければならない。

第十三條 市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域に児童委員を置く。

民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

兒童委員は、兒童福祉司の行う職務に
き、これに協力するものとする。

民生委員令による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

兒童委員は、都道府縣知事の指揮監督を受ける。
前項の兒童委員は、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

第十三條 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第十一條

第二項に規定する事項に関して、
○児童福祉司及び
○児童委員に意見を述べることが
できる。

第十四條 この法律で定めるものの

外、児童委員の任用敍級その他
 ○児童福祉司及び
 ○児童委員に関し必要な事項は、
 命令でこれを定める。

第四節 兒童相談所

第十五條 都道府縣は、児童相談所を設置しなければならない。

兒童相談所は、兒童の福祉増進について相談に應じ、必要があるときは、兒童の資質の鑑別を行うことを目的とする。

第十六條 兒童相談所には、所長及び所員を置く。

所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる。

所長は、都道府縣知事の監督を受け、所務を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前條に規定する相談又は鑑別を掌る。

児童相談所には、第一項に規定するものの外、必要な職員を置くことができる。

第十七條 兒童相談所には、必要に
應じ、兒童を一時保護する施設を
設けなければならない。

第十八條 この法律で定めるものの外、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に関し必要な事項は、

第二章 福祉の措置及び保障

都道府縣知事は、妊産婦

又は乳兒若しくは幼児の保護者に對して、保健所又は医師、助産婦若しくは保健婦につき、妊娠、出産又は育児に關し、保健指導を受けることを勧奨しなければならぬ。

しくは保健婦につき、妊娠、出産又は育児に関し、保健指導を受けなければならない。

都道府縣知事は、乳兒又は幼兒
に対して、健康診査を施行するこ
とができる。

都道府縣知事は、經濟的理由により、保健指導を受ける費用を負担することができない妊産婦又は乳兒若しくは幼兒の保護者に対しては、命令の定めるところにより、その費用を代わつて負担する措置をとらなければならない。

第二十條 妊娠した者は、速やかに、医師又は助産婦の妊娠証明書を添え、命令の定めるところにより、

市町村長に妊娠の届出をしなければならぬ。但し、附近に医師及び助産婦がない等やむを得ない事由があるときは、医師又は助産婦の妊娠証明書添えることを要しない。

第二十一條 都道府縣知事は、命令の定めるところにより、前條の規定により、妊娠の届出をした者に對して、母子手帳を交付しなければならない。

妊産婦が、保健所又は医師、助

産婦若しくは保健婦につき、保健指導を受けたときは、その都度、母子手帳に保健指導上必要な事項の記載を受けなければならない。

乳児又は幼児の保護者が、保健所
○助産婦
又は医師○若しくは保健婦につき、乳児又は幼児の保健指導を受けたときも、また同様である。

この法律で定めるものの外、母子手帳に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十二條 市町村長は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせなくてはならない。但し、附近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第二十三條 市町村長は、保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認めるときは、その保護者及び児童を母子寮に入所させて保護しなければならぬ。但し、附近に母子寮がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第二十三條 市町村長は、保護者の
労働その他命令で定める事由によ

ときは、この限りでない。

第二十六條 児童相談所長は、前條の規定による通告を受けた児童について、命令の定めるときは、左の各号の一の措置をとらねばならぬ。相談り、左の各号の措置をとることができる。相談に應じた児童について、必要があるとき認めるときも、また同様である。また同様である。

て、必要があると認めたときも、
また同様である。

七〇一

に、情を知つて、児童を引き渡す
行爲及び当該引渡し行爲のなされ
る處があるの情を知つて、他人に
児童を引き渡す行爲

養護施設、精神薄弱児童施設、療育施設又は教
護院においては、夫と第四十一條、第四十二
條、第四十三條又は第四十四條に規定する目
的に反して、入所した児童を離脱してはなら
ない。

前項の児童を離脱から保護するため必要
な事項は、児童の労働に関する他の法令の趣
旨を尊重して、第四十五條の規定による最低
基準において、これを定める。

第三章 児童福祉施設

^{三十五}
第三十四條 國及び都道府縣は、命
令の定めるところにより、児童福
祉施設を設置しなければならな
い。

市町村（特別区を含む。以下同
じ。）その他の者は、命令の定める
ところにより、行政廳の認可を得
て、児童福祉施設を設置すること
ができる。

都道府縣知事は、地方児童福祉
委員会の意見を聞き、市町村に対
し、児童福祉施設の設置を命ずる

ことができる。

児童福祉施設には、児童福祉施
設の職員の養成施設を附置するこ
とができる。

^{三十六}
第三十五條 助産施設は、保健上必
要があるにもかかわらず、経済的
理由により、入院助産を受けるこ
とができない妊産婦を入所させ
て、助産を受けさせることを目的
とする施設とする。

^{三十七}
第三十六條 乳児院は、乳児を入院
させて、これを養育することを目
的とする施設とする。

前項の規定による養育は、必要
があるときは、乳児が満二歳に達
するまで、これを継続することが
できる。

^{三十八}
第三十七條 母子寮は、配偶者のない女子又は
これに準ずる事情にある女子及びその者の
監護すべき児童を入所させて、これらの者
を保護することを目的とする施設とする。

^{三十九}
第三十八條 保育所は、日保護者
の委託を受けて、その乳児又は幼
児を保育することを目的とする施
設とする。

^{四十}
第三十九條 児童厚生施設は、児童

遊園、児童館等児童に健全な遊び
を興えて、その健康を増進し、又
は情操をゆたかにすることを目的
とする施設とする。

^{四十一}
第四十條 養護施設は、乳児を除
いて、保護者のない児童、虐待さ
れている児童その他環境上養護を
要する児童を入所させて、これを
養護することを目的とする施設と
する。

^{四十二}
第四十一條 精神薄弱児童施設は、精神
薄弱の児童を入所させて、これを
保護するとともに、独立自活に必
要な知識技能を興えることを目的
とする施設とする。

^{四十三}
第四十二條 療育施設は、身体の虚
弱な児童に適正な環境を興えて、
その健康増進を図ることを目的と
する施設又は身体の機能の不自由
な児童を治療するとともに、独立
自活に必要な知識技能を興えるこ
とを目的とする施設とする。

^{四十四}
第四十三條 教護院は、不良行爲を
なし、又はなす虞のある児童を入
院させて、これを教護することを
目的とする施設とする。

^{四十五}
第四十三條 厚生大臣は、中央児童
福祉委員会の意見を聞き、児童福
祉施設の設備及び運営について、
最低基準を定めなければならない
い。

^{四十六}
第四十四條 行政廳は、前條の最低
基準を維持するため、児童福祉施
設の長に対して、必要な報告をさ
せ、当該官吏又は吏員に、實地に
つき監督させることができる。

行政廳は、児童福祉施設の設備
又は運営が、前條の最低基準に達
しないときは、その改善を命じ、
又は児童福祉委員会の意見を聞
き、その事業の停止を命ずること
ができる。

^{四十七}
第四十五條 児童福祉施設の長は、
必要があると認めるときは、入所
した児童に対して、親権を行うこ
とができる。但し、親権者のある
者の財産の管理については、この
限りでない。

^{四十八}
第四十六條 養護施設、精神薄弱児
童施設及び療育施設に入所中の児童
のうち、学校教育法第二十二條又

は三十九條の規定により就学させ
られるべき者に対する教育につい
ては、学校教育法の定めるところ
による。

教護院の長は、在院中、学校教
育法の規定による小学校又は中学
校に準ずる教科を修めた者に対
し、小学校又は中学校の課程を修
了したものと認定しなければならない。
ない。

前項の教科に関する事項につい
ては、学校教育法第二十條又は第
三十八條の監督廳の承認を受けな
ければならない。

前項の規定により、承認を受け
た教護院の教科に関する事項につ
いては、文部大臣（國の設置する
教護院以外の教護院については、
学校教育法の規定による都道府縣
監督廳）が、これを監督する。

第二項の規定による認定を受け
た者は、学校教育法の規定による
小学校又は中学校の課程を修了し
た者とみなす。

^{四十九}
第四十七條 この法律で定めるもの

の外、児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 費用

第四十八條 左の各号に掲げる費用は、都道府縣の負担とする。

一 地方児童福祉委員会に要する費用

二 児童相談所に要する費用（設備に要する費用を除く。）

三 児童相談所に要する費用（設備に要する費用を除く。）

四 第十九條第四項の措置に要する費用

五 母子手帳に要する費用

六 都道府縣の設置する助産施設

七 第二十六條の措置に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道

府縣の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第四十九條 左の各号に掲げる費用は、市町村の負担とする。

一 第二十二條及び第二十三條に規定する措置に要する費用（國及び都道府縣の設置する助産施設

〇又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）

二 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十條 國庫は、第四十八條第一号、第二号第五号及び第九号並びに前條第二号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第四十八條第九号及び前條第二号の費用中、〇保育所及び療育施設の設備については、二分の一乃至三分の一）を補助する。

但し、第四十八條第九号及び前條第二号の費用中、本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することとを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に關するものについては、この限りでない。

第五十一條 國庫は、前條に規定するものの外、第四十八條及び第四十九條に規定する地方公共團體の負担する費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の八を補助する。

第五十二條 都道府縣は、第四十九條第二号の費用に對して、政令の定めるところにより、その四分の一（〇保育所及び療育施設の設備については、三分の一乃至四分の一）を補助しなければならない。

但し、本人及びその扶養義務者において、入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に關するものについては、この限りでない。

第五十三條 都道府縣は、第四十九條第一号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の一を補助しなければならない。

第五十四條 厚生大臣は、都道府縣知事又は市町村長は、左の各号の一の費用を、期限を指定して本人又はその扶養義務者から徴收しなければならない。但し、市町村長において、〇児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

一 第二十二條、第二十三條又は第二十六條第一項第三号に規定する措置に要する費用

二 一時保護に要する費用

前項但書の場合において、市町村は、その費用の十分の一を負担しなければならない。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第一項の規定による費用の徴收について、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第五章 雜則

第五十五條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第五十六條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、

在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第五十七條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第五十八條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、

在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第五章 雜則

第五十九條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第六十條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、

在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第六章 罰則

第六十一條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第六十二條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、

在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第七章 附則

第六十三條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第六十四條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、

在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第八章 雑則

第六十五條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第六十六條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、

在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第九章 附則

第六十七條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第六十八條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、

在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第十章 附則

第六十九條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第七十條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、

在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第十一章 附則

第七十一條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第七十二條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、

在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第十二章 附則

第七十三條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第七十四條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、

在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分

の例により処分することができる。

第十三章 附則

行政廳は、同項の認可を取り消すことができる。

児童福祉施設であつて、この法律による認可を受けないもの又は前項の規定により認可を取り消されたものについては、行政廳は、児童福祉委員会の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができ

る。

五十九 此の法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、厚生大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は児童相談所長のなす処分不服のある者は、行政廳に訴願することができる。

六十 第三十三條第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千万以上三千万以下の罰金に処する。

第三十三條第一号から第五号まで 若しくは、〇の規定又は同條第二項又は第七号〇の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一千万以下の罰金に処する。

児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、

前二項の規定による処罰を免れることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

五十九 児童相談所において、児童の資質の鑑別に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを六箇月以下の懲役又は三千万以下の罰金に処する。

六十 正当の理由なく、第二十八條の規定による児童委員若しくは児童福祉に関する事務に従事する委員の執行を拒み、防げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をせず、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附 則

六十三 此の法律施行の期日 一月一日からこれを施行する。但し、第十九條第二十二條から第二十四條まで、

第五十條第四号、第六号、第七号及び第九

第六十四條 児童相談所の設備に関する部分を除く。 第五十一條、第五十四條及び第五十五條の規定並びに第五十二條、第五十三條及び第五十六條の規定中これらの規定に関する部分は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

第六十四條 民生委員会による民生委員は、第十二條第三項の規定の施行の日から、三箇月を経過した日に、その任期が満了したものとみなす。

第六十二條 児童虐待防止法及び少年教護法は、これを廃止する。但し、これらの法律廃止前に、なした行爲に関する罰則の適用については、これらの法律は、なおその効力を有する。

第六十三條 児童虐待防止法第二條の規定により、都道府県知事のなした処分は、これをこの法律中の各相当規定による措置とみなす。

第六十四條 この法律施行の際、現に存する少年教護法の規定による少年教護院及び職員養成所は、これをこの法律の規定により設置した教護院及び職員養成施設とみなし、少年教護院に在院中の者は、これを第二十六條第一項第三号の規定により、教護院に入院させられた者とみなす。

第六十五條 少年教護法第二十四條第一項但書の規定により、その教科につき、文部大臣の承認を受けた少年教護院であつて、この法律施行の際、現に存するものは、第四十六條第三項の規定により、教科に関する事項につき、学校教育法第二十條又は第三十八條の監督廳の承認を受けたものとみなす。

第六十六條 この法律施行の際、現に存する生活保護法の規定による保護施設中の児童保護施設は、これをこの法律の規定により設置した児童福祉施設とみなす。

第六十七條 この法律施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、第六十四條及び前條の規定に該当しないものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を得て、この法律による児童福祉施設として存続することができる。

第六十八條 東京都の特別区のある区域においては、当分の間、第二十二條、第二十三條及び第五十四條第一項中「特別区の区長」とあるのは、「東京都知事」、第四十九條及び第五十四條第二項中「特別区」とあるのは、第四十九條第一号の規定に係るものについては、「東京都」と読み替へるものとする。

第六十九條 満十四歳以上の児童で、学校教育法第九十六條の規定により、義務教育の課程又はこれ

と同等以上と認める課程を修了した者については、^{三十四}第三十三條第一項第三号から第五号までの規定は、これを適用しない。

